

(件名)

黄熱感染危険国渡航者に対する黄熱予防接種証明書の携帯義務化

(ポイント)

・ 2月15日付けの領事メールでお知らせしたとおり、

● ホンジュラスから黄熱に感染する危険のある国へ渡航される方

● 黄熱に感染する危険のある国からホンジュラスへ渡航される方

は、黄熱予防接種を受け、黄熱予防接種証明書（イエローカード）を携帯してください。

(内容)

1 義務化の内容

ホンジュラス政府は、3月1日から、世界保健機関（WHO）が指定している黄熱に感染する危険のある国にホンジュラスから渡航及び当該国からホンジュラスに渡航する全てのホンジュラス人、外国人に対し、出国又は入国時に、有効なイエローカードの携帯を義務づけています。

2 お願い

出入国時のトラブルは、フライト、ホテルの変更やキャンセル等、旅行計画に大きな影響を与える可能性があります。スムーズな出入国のため、及び、ご自身が黄熱に感染しないためにも、

● ホンジュラスから黄熱に感染する危険のある国へ渡航される方

● 黄熱に感染する危険のある国からホンジュラスへ渡航される方

は、黄熱予防接種を受け、黄熱予防接種証明書（イエローカード）を携帯してください。

なお、イエローカードの有効期間開始日は、接種10日後からですので、ご注意ください。また、接種にあたっては、医師とよく相談してください。

3 参考ウェブサイト

WHOが指定している、黄熱に感染する危険のある国は、以下のURLから確認できます。

厚生労働省検疫所：<http://www.forth.go.jp/index.html>